

## 目 次

1. 平成26年5月22日（木曜日）	3
2. 議事及び会期日程表	3
3. 議事日程（第1号）	4
4. 開 会	7
5. 日程第1 会議録署名議員の指名	7
6. 日程第2 会期の決定	7
7. 日程第3 市長あいさつ	7
8. 日程第4 議案上程（議第62号から議第70号まで）	9
9. 日程第5 提案理由の説明	9
10. 日程第6 報告1件	12
11. 日程第7 議案の委員会付託	12
12. 日程第8 委員長報告	13
13. 日程第9 質疑・討論・採決	18
14. 日程第10 議案審議（質疑・討論・採決）	21
15. 閉 会	22
16. 署名欄	23

第 1 号

5月22日 (木)

# 平成26年第2回玉名市議会臨時会議事及び会期日程表

5月22日（木曜日）

開 会 宣 告 午前10時00分

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 議案上程（議第62号から議第70号まで）
- 議第62号 専決処分事項の承認について 専決第4号  
玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議第63号 専決処分事項の承認について 専決第5号  
玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第64号 専決処分事項の承認について 専決第6号  
玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第65号 専決処分事項の承認について 専決第7号  
平成25年度玉名市一般会計補正予算（第7号）
- 議第66号 平成26年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第67号 財産の取得について
- 議第68号 財産の取得について
- 議第69号 副市長の選任について
- 議第70号 固定資産評価員の選任について
- 日程第5 提案理由の説明
- 日程第6 報告1件
- 日程第7 議案の委員会付託  
(休憩中委員会)
- 日程第8 委員長報告
- 1 総務委員長報告
- 2 文教厚生委員長報告
- 日程第9 質疑・討論・採決
- 日程第10 議案審議（質疑・討論・採決）
- 議第69号 副市長の選任について
- 議第70号 固定資産評価員の選任について

閉 会 宣 告

## 平成26年第2回玉名市議会臨時会会議録（第1号）

### 議事日程（第1号）

平成26年5月22日（木曜日）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 議案上程（議第62号から議第70号まで）
- 日程第5 提案理由の説明
- 日程第6 報告1件
- 日程第7 議案の委員会付託

（休憩中委員会）

- 日程第8 委員長報告
  - 1 総務委員長報告
  - 2 文教厚生委員長報告
- 日程第9 質疑・討論・採決
- 日程第10 議案審議（質疑・討論・採決）
  - 議第69号 副市長の選任について
  - 議第70号 固定資産評価員の選任について

閉 会 宣 告

\*\*\*\*\*

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 議案上程（議第62号から議第70号まで）
  - 議第62号 専決処分事項の承認について 専決第4号  
玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 議第63号 専決処分事項の承認について 専決第5号  
玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議第64号 専決処分事項の承認について 専決第6号  
玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議第65号 専決処分事項の承認について 専決第7号  
平成25年度玉名市一般会計補正予算（第7号）
  - 議第66号 平成26年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

- 議第67号 財産の取得について
- 議第68号 財産の取得について
- 議第69号 副市長の選任について
- 議第70号 固定資産評価員の選任について

日程第5 提案理由の説明

日程第6 報告1件

報告第1号 専決処分の報告について 専決第8号

日程第7 議案の委員会付託

(休憩中委員会)

日程第8 委員長報告

1 総務委員長報告

2 文教厚生委員長報告

日程第9 質疑・討論・採決

日程第10 議案審議(質疑・討論・採決)

議第69号 副市長の選任について

議第70号 固定資産評価員の選任について

閉 会 宣 告

\*\*\*\*\*

#### 出席議員(24名)

- |     |        |     |         |
|-----|--------|-----|---------|
| 1番  | 北本将幸君  | 2番  | 多田隈啓二君  |
| 3番  | 松本憲二君  | 4番  | 徳村登志郎君  |
| 5番  | 城戸淳君   | 6番  | 西川裕文君   |
| 7番  | 嶋村徹君   | 8番  | 内田靖信君   |
| 9番  | 江田計司君  | 10番 | 田中英雄君   |
| 11番 | 横手良弘君  | 12番 | 近松恵美子さん |
| 13番 | 福嶋讓治君  | 14番 | 永野忠弘君   |
| 15番 | 宮田知美君  | 16番 | 前田正治君   |
| 17番 | 森川和博君  | 18番 | 高村四郎君   |
| 19番 | 中尾嘉男君  | 20番 | 田畑久吉君   |
| 21番 | 小屋野幸隆君 | 22番 | 竹下幸治君   |
| 23番 | 吉田喜徳君  | 24番 | 作本幸男君   |

\*\*\*\*\*

#### 欠席議員(なし)

\*\*\*\*\*

**事務局職員出席者**

事務局長	吉川義臣君	事務局次長	堀内政信君
次長補佐	平田光紀君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

+++++

**説明のため出席した者**

市長	高寄哲哉君	総務部長	西田美德君
企画経営部長	原口和義君	市民生活部長	北本義博君
健康福祉部長	前川哲也君	産業経済部長	北口英一君
建設部長	藤井義三君	会計管理者	宮本道之君
企業局長	本田優志君	教育委員長	桑本隆則君
教育長	池田誠一君	教育部長	伊子裕幸君
監査委員	坂口勝秀君		

午前10時15分 開会

\*\*\*\*\*

○議長（作本幸男君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから、平成26年第2回玉名市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

\*\*\*\*\*

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（作本幸男君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。

7番議員 嶋村 徹君、8番議員 内田靖信君、以上の両君を指名いたします。

\*\*\*\*\*

### 日程第2 会期の決定

○議長（作本幸男君） 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。このたびの臨時会の会期については、5月14日の議会運営委員会の結論に基づき、本日5月22日の1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日5月22日の1日間に決定いたしました。

\*\*\*\*\*

### 日程第3 市長あいさつ

○議長（作本幸男君） 日程第3、「市長あいさつ」を行ないます。

市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

市長、高寄哲哉君。

〔市長 高寄哲哉君 登壇〕

○市長（高寄哲哉君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成26年第2回玉名市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはお忙しい中、御出席を賜り感謝申し上げます。開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成26年度、最初の議会でございます。出席しております部長も4月の定期人事異動によって若干変わり、新しい執行部体制でスタートいたしております。職員ともどもよろしく願い申し上げます。

先月16日、韓国におきまして、修学旅行中の高校生を乗せた旅客船「セウォル号」の沈没という痛ましい事故が発生しました。300名を超す犠牲者、そして、現在もな

お多数の行方不明者がいらっしゃいます。

また今月13日には、トルコ西部マニサ県ソマで起きた炭鉱爆発事故でも301名もの多数の犠牲者がでました。

亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、今回の事故に遭われた皆さまに心よりお見舞いを申し上げます。

一方、国内に目を向けますと、4月から消費税率が8%となりました。消費税率の引き上げは、言うまでもなく国民生活に大きな影響を与えるものであり、膨大な債務を抱える我が国では、ふえ続ける社会保障制度の安定等のための財源とされるものでございます。市民生活への影響は決して少なくありません。その分、さらに質の高いよりよい市民サービスを心がけていかなければならないと思う次第でございます。

県内に目を向けますと、議員各位も承知のとおり、4月13日、球磨郡多良木町におきまして、国内では3年ぶり、熊本県では初めてとなる「高病原性鳥インフルエンザ」が発生しました。このウイルスは韓国で流行したウイルス（H5N8型）とほぼ同じ同一の型であることが確認されたものの、感染ルートはいまだ解明できていない状況でございます。県においては「熊本県鳥インフルエンザ防疫対策本部」を設置し、速やかに防疫体制をとり、「感染確認後24時間以内の殺処分」「72時間以内の埋却」に向けて迅速な対応を行なった結果、今月1日、半径3キロから10キロ圏に設定をいたしました鶏や卵の「搬出制限区域」を解除、また、8日には、半径3キロ圏内に設定をいたしました「移動制限区域」も解除され、終息宣言が出されたところでございます。

ウイルスの封じ込めに成功し、発生から26日目という最短ペースで終息宣言が出されたことは、改めて初動の重要性を認識させられたところでございます。

本市におきましても「悪性家畜伝染病防疫対応マニュアル」は策定いたしておりますが、終息宣言は出されたものの、本市にも、ウズラを含めた養鶏場11カ所、約38万羽が飼育されております。今後は、さらに対応事項の確認、情報の共有化及び危機管理に対する意識醸成を図り、仮に一大事が発生した場合、何よりも迅速な初動のスピードで対応していかなければならないと思うところでございます。

さて、今臨時会におきまして提案いたしております案件は、専決処分案件として、平成25年度玉名市一般会計補正予算1件、玉名市税条例等の一部を改正する条例案など3件、予算案といたしましては、平成26年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算1件、その他といたしまして、財産の取得について2件、人事案件といたしましては、副市長の選任など2件、合計9件と報告1件でございます。

平成25年度補正予算の専決処分でございますが、一般会計につきましては、地方譲与税及び各種交付金の決定に伴い補正を行なったものでございます。これは、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分を行ないましたので、同条



第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、平成26年度国民健康保険事業特別会計の補正予算でございますが、平成25年度の決算見込みにおいて、歳入に不足が生じることから、平成26年度の歳入から繰り上げて充用するものでございます。

以上、主なものにつきまして申し上げましたが、詳しくは総務部長から提案理由説明の中で申し上げますので、これらの提案につきましてよろしく御審議いただき、いずれも原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。召集のあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

\*\*\*\*\*

#### 日程第4 議案上程（議第62号から議第70号まで）

○議長（作本幸男君） 日程第4、「議案上程」を行ないます。

これより議案を上程いたします。

議第62号専決処分事項の承認について、専決第4号玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定についてから議第70号固定資産評価員の選任についてまでの議案9件を一括議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

\*\*\*\*\*

#### 日程第5 提案理由の説明

○議長（作本幸男君） 日程第5、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの各議案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） おはようございます。

補正予算関係につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

資料の1ページをお願いいたします。初めに議第65号専決処分事項の承認について、専決第7号平成25年度玉名市一般会計補正予算（第7号）については、地方譲与税及び自動車取得税交付金等の各種交付金の決定により補正を行なったものでございます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入の科目内で調整を行なうもので、歳入歳出総額の変更はございません。補正の内容は、歳入の6款地方消費税交付金は1,416万4,000円の減額、8款自動車取得税交付金は1,794万9,000円の減額、10款地方交付税は2,831万8,000円の追加で、今回の歳入歳出の財源調整分でございます。これらの交付金の額が決定いたしましたのが、3月末にかけてのことで、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分を行ないましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるもので

ございます。

次に、議第66号平成26年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。第1表歳入歳出予算補正については、歳入歳出それぞれ1億3,200万円を増額し、総額を96億2,734万7,000円とするものでございます。補正の内容は、歳入の11款諸収入及び歳出の13款前年度繰上充用金、それぞれ1億3,200万円の追加で、これは平成25年度玉名市国民健康保険特別会計の決算見込みにおいて歳入に不足が生じることから、平成26年度の歳入から繰り上げて充用するものでございます。

引き続き、専決処分いたしました条例案件3件及び議第67号及び議第68号の提案理由につきまして御説明を申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。議第62号専決処分事項の承認についてでございます。これは地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、専決処分により玉名市税条例等の一部改正を行ないましたので、地方自治法の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものでございます。2ページから8ページをお願いいたします。主な改正内容といたしましては、法人住民税の法人税割について、その一部が国税化され地方交付税原資となることから、現行の法人税割の税率14.7%から12.1%に、2.6%引き下げるものでございます。これは、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用するものでございます。次に、軽自動車税について、自動車にかかわる各種税制の抜本的な見直しにより、軽四輪車等及び小型特殊自動車の標準税率を自家用乗用車にあっては1.5倍に、その他にあっては約1.25倍に引き上げるものでございます。また、すべての原付及び軽二輪車等の標準税率を2,000円を最低額とし、約1.5倍に引き上げるものでございます。これらは平成27年度以後の年度分から適用するものでございます。また、グリーン化税制を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等について、標準税率のおおむね20%の重課を平成28年度分から導入するものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。議第63号専決処分事項の承認についてでございます。これも前項同様に地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、玉名市都市計画税条例の一部改正を行ないましたので、地方自治法の規定に基づき議会に報告し、承認を得るものでございます。改正の内容といたしましては、過去の税制改正において設けられた固定資産税及び都市計画税に係る課税標準の特例措置等の廃止等に伴い、地方税法附則の項ずれについて規定の整備を行なうものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行し、平成26年度以降の年度分の都市計画税から適用するものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。議第64号専決処分事項の承認についてでござ

ざいます。これも地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、玉名市国民健康保険税条例の一部改正を行ないましたので、地方自治法の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものでございます。改正内容といたしましては、中間所得層の被保険者の負担に配慮し、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額について、現行14万円を16万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額について、現行12万円を14万円にそれぞれ引き上げるものでございます。また、国民健康保険税の軽減措置である5割軽減、2割軽減について、対象世帯の軽減判定所得の基準額を見直し、低所得者層の負担にも配慮するものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行し、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税から適用するものでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。議第67号財産の取得についてでございますが、これは議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。内容といたしましては、市職員用として、本庁や支所等で使用するパソコン等の機器類を、有限会社東京堂から取得するものでございます。取得価格は、3,835万6,200円でございます。

15ページをお願いいたします。議第68号財産の取得についてでございますが、これも前号同様に、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案をするものでございます。内容といたしましては、小学校での児童及び教職員用の機器に使用するため、サーバー、パソコン等の機器類を、西部電機工業株式会社熊本支社から取得するものでございます。取得価格は、3,411万720円でございます。

以上、条例案件等につきまして、提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては所管の各委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（作本幸男君） 市長、高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 提案理由の説明を申し上げます。

提案書の16ページをお願いいたします。議第69号副市長の選任についてでございますが、斉藤 誠氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。

次に、17ページをお願いいたします。議第70号固定資産評価員の選任についてでございますが、本田優志氏がその職を辞したため、後任に吉田東洋氏を選任いたしたく、地方自治法第404条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

以上2件でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（作本幸男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第6 報告1件

○議長（作本幸男君） 日程第6、「報告」を行ないます。

報告第1号専決処分の報告について、専決第8号の1件の報告があります。

総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） 議案書の18ページをお願いいたします。報告第1号専決処分の報告についてでございますが、これは地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定により報告をするものでございます。内容といたしましては、平成26年3月19日、午後2時30分ごろ、玉名市立玉水小学校において、埋設された消火ポンプの送水管が破裂したことにより、付近の泥及び砂混じりの水が飛散し、相手方の乗用車を損傷させたものでございます。相手方への損害賠償額といたしまして、市は100%に当たる41万9,703円を負担するものでございます。なお、損害賠償金につきましては、全国市長会の学校災害賠償補償保険から全額給付されます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 以上で報告の説明は終わりました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第7 議案の委員会付託

○議長（作本幸男君） 日程第7、「議案の委員会付託」を行ないます。議第62号専決処分事項の承認について、専決第4号玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定についてから議第70号固定資産評価員の選任についてまでの議案9件を一括議題といたします。

まず先に、ただいま議題となっております議案9件のうち、人事案件2件の委員会付託を省略することについてお諮りいたします。議第69号副市長の選任について及び議第70号固定資産評価員の選任についての人事案件2件については、議事の都合により会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって議第69号及び議第70号の人事案件2件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議第69号及び議第70号の人事案件2件については、委員会付託を省略し、あとに

譲り審議することにいたします。

それでは、ただいま議題となっております議第62号専決処分事項の承認について、専決第4号玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定についてから議第68号財産の取得についてまでの議案7件については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

---

議案付託表

総務委員会

- 議第62号 専決処分事項の承認について 専決第4号  
玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議第63号 専決処分事項の承認について 専決第5号  
玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第65号 専決処分事項の承認について 専決第7号  
平成25年度玉名市一般会計補正予算（第7号）
- 議第67号 財産の取得について
- 議第68号 財産の取得について

文教厚生委員会

- 議第64号 専決処分事項の承認について 専決第6号  
玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第66号 平成26年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

---

○議長（作本幸男君） それでは、各委員会におかれましては、ただちに委員会を開会の上、審査をお願いいたします。委員会審査のため休憩いたします。

午前11時37分 休憩

---

午後 2時02分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

\*\*\*\*\*

日程第8 委員長報告

○議長（作本幸男君） 日程第8、「委員長報告」を行ないます。各委員会に付託し、審査の終了した事件を一括議題といたします。

御手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

ただいま議題になっております事件について、委員長報告を行ないます。審議のほう  
は各委員長の報告のあと質疑、討論の後、採決いたします。

各委員長の報告を求めます。

総務委員長 江田計司君。

[総務委員長 江田計司君 登壇]

○総務委員長（江田計司君） こんにちは。お疲れさまです。

総務委員会に付託されました案件は、議案5件であります。委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

まず、議第62号専決処分事項の承認について、専決第4号玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。執行部から、これは地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、専決処分により玉名市税条例等の一部改正を行なうもので、地方自治法の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるもので、内容としましては、法人市民税の法人税割の税率を、現行の税率14.7%から12.1%とし、2.6%引き下げるもので、この引き下げ分相当については、法人県民税の法人税割の引き下げ分と合わせたところで、新たに創設された地方法人税として国税化され、その税込額が地方交付税の原資として繰り入れられることになっており、平成26年10月1日以降に開始する事業年度から適用。次に、軽自動車税については、自動車関連の各種税制の抜本的な見直しが行なわれている一環で、軽四輪車等の税率を自家用自動車にあっては1.5倍に、その他にあっては1.25倍に引き上げるものです。また、原付及び軽二輪車等の標準税率については、現行の約1.5倍に、ただし2,000円を最低額とするもので、平成27年度以降の年度分から適用。またグリーン化税制を進める観点から、軽四輪車等に限り最初の車両番号の指定を受けた月から起算して、14年を経過した月の属する年度以後の軽自動車税については、改正後の標準税率のおおむね20%の重課税を平成28年度分から適用との説明がありました。委員から、軽貨物自動車は新車の車検から適用になるのか。14年過ぎた車の重課税については詳しくお願いしますとの質疑に、執行部から、平成27年度4月1日以降にナンバープレートを受けた車で、平成28年度からになります。またナンバープレートを受けた日から起算して14年たったら重課税になりますとの答弁でした。また委員から、今までの購入した車はどうなるのかとの質疑に、執行部から、平成28年度からすべてが対象になりますとの答弁でした。さらに委員から、ナンバープレートを受ける車とは、新車に限りでよいのかとの質疑に、新古車もあるが、おおむね新車と考えてよいとの答弁でした。また委員から、課税対象者の台数はどれくらいかとの質疑に、平成26年度予算計上分で50ccバイク5,629台、90ccバイク276台、軽乗用車1万8,695台等でありますとの答

弁でした。また委員から、法人税の減額はどれくらいか。法人税を納めている会社は何社ぐらいかとの質疑に、執行部から、平成26年度予算で、5,600万円程度の減で、会社の数は把握していませんとの答弁でした。審査を終了し、採決の結果、議第62号については、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第63号専決処分事項の承認について、専決第5号玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。執行部から、地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、玉名市都市計画税条例の一部改正を行ないましたので、地方自治法の規定に基づき議会に報告し承認を求めるもので、内容としましては、過去の税制改正において設けられた固定資産税及び都市計画税に係る課税標準の特例措置等の廃止等に伴い、地方税法附則の項ずれが生ずることになり、その改正に合わせ都市計画税条例の引用規定の整備を行なうもので、平成26年度以降の年度分から適用との説明がありました。

委員から、都市計画税の課税範囲はどの範囲かとの質疑に、執行部から、全市ではなく、旧玉名市で都市計画区域に指定されている区域で、旧3町にはありませんとの答弁でした。審査を終了し採決の結果、議第63号については、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議第65号専決処分事項の承認について、専決第7号平成25年度玉名市一般会計補正予算（第7号）であります。執行部から、今回の補正は地方贈与税、利子割交付金など各種交付金の決定によるものです。また、歳入の科目内で調整を行なうもので、歳入歳出総額の変更はありません。主なものとして、配当割交付金260万2,000円の追加、地方消費税交付金1,416万4,000円の減額、ゴルフ場利用税交付金242万2,000円の減額、自動車取得税交付金1,794万9,000円の減額、地方特例交付金298万7,000円の追加、地方交付税2,831万8,000円の追加ですとの説明でありました。委員から、特別交付税は前年と比べて増減はどの質疑に、執行部から、平成24年が10億7,435万円、平成25年が10億7,761万8,000円ですとの答弁でした。さらに委員から、交通安全対策特別交付金は、交通違反の違反金財源になっているのか。その違反等の内訳はわかりますかとの質疑に、執行部から、反則金の財源でその発生率からの配分になります。しかし、違反の内訳はわかりませんとの答弁でした。審査を終了し採決の結果、議第65号については、原案のとおり全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、第67号財産の取得についてであります。執行部から、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によるもので、内容としましては、庁内及び支所で運用中の職員用のパソコンと機器を買いかえるもので、主にノート型パソコン機器に必要なソフトウェアをインストールさせたものです。指名競争入札の

結果、有限会社東京堂と3,835万6,200円で仮契約中との説明がありました。委員から、入札参加者6社のうち3社が市内業者だが、それ以外にはいないのかとの質疑に、執行部から、市内業者は3社ですとの答弁でした。さらに委員から、西部電気工業株式会社は市外だが、両方の入札に入っているがなぜかとの質疑に、執行部から、昨年度小学校のパソコン購入の実績があるためとの答弁でした。また委員から、実績があるはずっと入札に参加させるのかとの質疑に、執行部から、市内業者ですので今後も入る予定ですとの答弁でした。また委員から、パソコンは老朽化したものを変えるのか。予算が分かれているのはなぜか。財源は、何年ぐらいでかえなくてはいけないのかとの質疑に、執行部から、老朽化もあるが、OSのサポート期間が終了したと、予算が分かれているのは企業局と農林の協議会の分ですので、分けて予算化しています。また、財源はすべて一般財源です。耐用年数は通常4年だが、現在8年を経過しているものもありますとの答弁でした。審査を終了し採決の結果、議第67号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、第68号財産の取得についてであります。執行部から、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によるもので、内容としましては、小学校で運用中の児童用パソコン機器の買い換え、並びに教職員用パソコン機器の購入などであり、主なものとして、サーバー、パソコン、プリンタ等ネットワーク機器です。指名競争入札の結果、西部電気工業株式会社と3,411万720円で仮契約中との説明がありました。委員から、職員のパソコンと機種が違い、値段も高くなっているが、機種、メーカーの指定はするのかとの質疑に、執行部から、メーカー、機種の制限はしませんとの答弁でした。さらに委員から、西部電気工業株式会社の実績はどの質疑に、執行部から、平成22年、平成23年、平成25年にそれぞれ1,850万円、1,502万、3,722万円の実績がありますとの答弁でした。また委員から、学校へのパソコンの配置計画はあるのかとの質疑に、執行部から、平成25年度から5年計画で行なっていますとの答弁でした。さらに委員から、5年ですべて更新できるのかとの質疑に、執行部から、すべて配備する計画ですとの答弁でした。また、委員から、最低価格、予定価格、補助金はあるのかとの質疑に、最低価格の制限はありませんが、予定価格は設定しています。また、財源は、すべて一般財源ですとの答弁でした。審査を終了し採決の結果、議第68号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で総務委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（作本幸男君） 文教厚生委員長 田中英雄君。

[文教厚生委員長 田中英雄君 登壇]

○文教厚生委員長（田中英雄君） 今期、文教厚生委員会に付託されました議案2件に



ついて、審査の経過と結果を御報告いたします。

議第64号専決処分事項の承認について、専決第6号玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴うもので、玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、平成26年3月31日付で専決処分したため、地方自治法の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものであります。改正内容として、中間所得層の被保険者の負担に配慮し、国民健康保険税の後期高齢者支援金に係る課税限度額を、現行の14万円から16万円に、また、介護納付金に係る課税限度額を、現行の12万円から14万円にそれぞれ2万円ずつ引き上げるもので、医療給付費に係る課税限度額51万円を合わせた合計の課税限度額は、現行の77万円から81万円になるものです。また国民健康保険税の軽減措置である5割軽減及び2割軽減について、対象世帯の軽減判定所得の基準額を引き上げ、軽減措置の拡充を図ることにより、低所得者層の負担にも配慮するものであります。この件について委員から、5割軽減及び2割軽減対象世帯の判定基準額を引き上げることによる対象世帯・人員の増加についての質疑に、執行部は、平成25年度末の課税状況から見ると、5割軽減対象被保険者について、改正前が750世帯、1,858人であったものが、改正後は1,549世帯、3,246人となり、799世帯、1,388人が増加。また、2割軽減対象被保険者について、1,433世帯、2,803人から、改正後は1,212世帯、2,719人となり、221世帯、84人が減少と見込まれる。2割軽減対象被保険者が減少するのは、5割軽減対象被保険者へ移行することからであるとの答弁でした。これに関連して委員から、軽減対象が引き上げられ、税収が減ることになるが、その分の財源に対する手当についての質疑に、執行部から、国保税の軽減額はこれまでより5割軽減対象被保険者分で3,866万4,900円の増、2割軽減対象被保険者分で192万1,580円の減となり、3,674万3,320円の軽減額が増加する。この分については、保険基盤安定制度で公費による財政支援があつているため、国保会計上は影響ないものと考えているとの答弁でした。そのほかに、今回の改正による軽減額に対しての国の補助率の改定などについて確認がありました。以上審査を終了し、挙手による採決の結果、議第64号については、賛成多数で原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議第66号平成26年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。第1条歳入歳出予算補正について、歳入歳出それぞれ1億3,200万円を追加し、総額を96億2,734万7,000円とするもので、補正の内容として、歳入の11款諸収入及び歳出の13款前年度繰上充用金、それぞれ1億3,200万円の追加です。これは平成25年度玉名市国民健康保険事業特別会計の決算見込みにおいて、歳入に不足が生じることから平成26年度の歳入から繰り上げて充用するも

のでございます。執行部から説明の後、委員から、現在の国保税収と繰上充用せざるを得ない状況となった原因、法定外繰り入れについての考えについての質疑に、執行部は、平成24年度に税率改正を行ない、平成23年度から約3,000万円の増となった。また、平成25年度については、23年度から約2,000万円の増となっており、改正前より伸びている状況。対して歳出である療養給付費については前年度と比べ約3,700万円減少する見込みのため、繰上充用に至る要因として、国からの療養給付費等負担金や財政調整交付金の約1億7,500万円減額したことが一番の原因と思われる。この財政調整交付金については、自治体により増減しており、ばらつきがある原因がはっきりつかめない状況である。このままの状況が続けば平成26年度も同額の繰上充用が予測されるため、今後さらに分析を続けていくが、法定外繰入を含めた抜本的な改正も必要になってくると考えるとの答弁でした。そのほか国民健康保険税の滞納者、滞納額について確認があり、滞納金の徴収強化について要望が上がっております。以上審査を終了し、採決の結果、議第66号は原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、今期、文教厚生委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第9 質疑・討論・採決

○議長（作本幸男君） 日程第9、「質疑・討論・採決」を行ないます。

これより質疑に入ります。ただいままでの各委員長の報告について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

16番 前田正治君。

〔16番 前田正治君 登壇〕

○16番（前田正治君） 日本共産党の前田正治です。

私は、ただいま委員長から報告があった中で、2つの議案について反対をいたします。まずその理由を述べます。

まず、議第62号専決処分事項の承認、玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正で、軽四輪自動車税や原付、二輪車などの税金が引き上げられます。とりわけ多くの市民が手軽に利用する原付につきましては、税金が1,000円から2,000円と2倍の増税となります。軽自動車や原付などは購入価格やその維持費も比較的安く、庶民の利用も多いわけであり、私はこのように重要な

庶民の移動手段となっているものへの増税を容認することはできません。また、国民健康保険税における改正では、低所得者対策として国民健康保険税の5割軽減、2割軽減が拡充されます。玉名市におきましては、昨年度ベースで5割軽減、2割軽減の動向を聞きましたところ、2割軽減、5割軽減の合計約580世帯ほど増加するということがあり、市民の国民健康保険税負担が軽くなることでもあります。しかしながら、課税限度額では後期高齢者支援分で2万円の引き上げ、介護納付金で2万円の引き上げがなされて、国民健康保険税全体で4万円の負担増になります。今回の国民健康保険税改正では、評価できる点もありますが、限度額引き上げによる増税を認めることはできません。したがって、議第62号専決処分事項の承認について、専決第4号玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定、議第64号専決処分事項の承認について、専決第6号玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定、以上2つの議案に、私は反対をします。

以上です。

○議長（作本幸男君） 通告による討論は終わりましたが、ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。まず、予算議案の採決に入ります。

議第65号 専決処分事項の承認について 専決第7号

平成25年度玉名市一般会計補正予算（第7号）

以上、専決処分予算議案1件について採決いたします。

ただいま採決に付しております議第65号に対する委員長の報告は、承認であります。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって議第65号については、原案を承認することに決定いたしました。

議第66号 平成26年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

以上、予算議案1件について採決いたします。

ただいま採決に付しております議第66号に対する委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって議第66号については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、条例議案の採決に入ります。

議第62号 専決処分事項の承認について 専決第4号  
玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議第64号 専決処分事項の承認について 専決第6号  
玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

以上、専決処分条例議案2件につきましては、異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

議第63号 専決処分事項の承認について 専決第5号  
玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

以上、専決処分条例議案1件について採決いたします。

ただいま採決に付しております議第63号に対する委員長の報告は、承認であります。委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって議第63号については、原案を承認することに決定いたしました。

議第62号 専決処分事項の承認について 専決第4号  
玉名市税条例等の一部を改正する条例の制定について  
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。異議がありますので、起立により採決いたします。

議第62号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。

よって、議第62号については、原案を承認することに決定いたしました。

議第64号 専決処分事項の承認について 専決第6号  
玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

本案に対する委員長の報告は承認であります。異議がありますので、起立により採決いたします。

議第64号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。

よって、議第64号については、原案を承認することに決定いたしました。

続いて、その他の議案の採決に入ります。

議第67号 財産の取得について

議第68号 財産の取得について

以上、議案2件について、一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております議案2件に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって議案2件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

\*\*\*\*\*

#### 日程第10 議案審議（質疑・討論・採決）

○議長（作本幸男君） 日程第10、「議案審議」を行いません。

議第69号 副市長の選任について

及び

議第70号 固定資産評価員の選任について

の人事案件2件を一括議題といたします。審議の方法は質疑・討論の後、採決いたします。

これより質疑に入ります。議第69号及び議第70号の人事案件2件について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。議第69号及び議第70号の人事案件2件について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

議第69号副市長の選任については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

議第69号については、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。

よって、議第69号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第70号固定資産評価員の選任について、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって議第70号については、原案に同意することに決定いたしました。

以上で、今期臨時会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これにて本会議を閉じ、平成26年第2回玉名市議会臨時会を閉会いたします。

午後 2時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長            作 本 幸 男

玉名市議会議員           嶋 村        徹

玉名市議会議員           内 田 靖 信

玉名市議会会議録  
平成26年第2回臨時会

発行人 玉名市議会議長 作本幸男

編集人 玉名市議会事務局長 吉川義臣

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

---

玉名市議会事務局

〒865-8501 熊本県玉名市繁根木163番地

電話(0968)75-1155